

2009年東北地域における地上デジタル放送普及促進への取組

1 デジタル中継局の開局とデジタル視聴エリアの拡大

本年は、次の95ヶ所のデジタル中継局が開局する予定で、世帯カバー率が92%(2008年末)から、94%(2009年末)に拡大する見込です。

県	中継局の局所数	局所名	世帯カバー率
青森県	15ヶ所	三戸南部、大間、今別、佐井、大畑、浅虫、西十和田、東十和田、十和田湖、木野部、小泊、平内山口、平内外童子、平内内童子、大鱈虹貝	94% → 97%
岩手県	23ヶ所	陸前高田、岩泉、山田、湯田、花巻湯口、新里、雫石、大東京津畑、宮古女遊戸、宮古老木、一関上大桑、一関小山、大船渡船河原、大東丑石、岩手沼宮内、陸中大野、宮古花輪、二戸堀野、大槌桜木、普代田野畑、種市本町、田老、大東前畑	81% → 87%
宮城県	12ヶ所	小原七ヶ宿、女川、石巻、気仙沼鹿折、小野田宮崎、登米、鳴子鬼首、東和米川、唐桑早馬、牡鹿、花山、白石越河	97% → 97%
秋田県	17ヶ所	本荘西目、東由利、横堀秋ノ宮、院内、鳥海、大湯、比内、本荘石沢、小坂、東由利黒淵、雄物川大沢、由利前郷、小坂濁川、合川根田、合川三木田、象潟、藤里粕毛	89% → 92%
山形県	12ヶ所	温海、飯豊中津川、東山形、東天童、大井沢、飯豊、銀山、最上前森、白鷹下山、白鷹佐野原、高島時沢、鶴岡三瀬	95% → 95%
福島県	16ヶ所	只見、船引、荒海、西古殿、南郷、三春、昭和、天栄、東塙、蓬田、東裏磐梯、棚倉富岡、表郷、双葉川内、川俣、長沼	90% → 93%
合計	95ヶ所		92% → 94%

(注1)局所数：中継局の設置場所数

(注2)世帯カバー率について(NHK 所属の中継局の世帯カバー率となっています。)

無線局免許申請(予定)時の各中継局のエリア内世帯数を基に、中継局のカバーエリアの重複などを踏まえて算出した世帯カバー率です。平成17年国勢調査結果の各県全世帯数を分母としています。なお、昨年までは平成12年国勢調査結果を母数としていましたので、昨年発表のものとは、数値の一部に不連続性があります。

これら中継局の免許にあたっては、放送エリア、周波数(チャンネル)、リモコン番号等の必要な情報について報道発表を行うとともに、各県の地上デジタル放送推進協議会の協力を得て広報チラシの配布を行っていきます。

また、中継局の開局時期などの詳しい情報について、当局ホームページなどで公表を行っていきます。

2 受信者に対する支援等の充実・強化

昨年10月から仙台市に設置している「総務省テレビ受信者支援センター」に加え、来月に東北地域5県の各々に同じくセンターを設置して合計6センター体制とし、受信者支援体制を充実・強化します。

また、東北総合通信局とこれらセンターが連携して、地方公共団体との対応を強化するとともに、地域住民の方への周知・説明、サポート、働きかけ等を行います。

(1) 総務省テレビ受信者支援センターを中心とする活動

一般受信者の方から地デジコールセンターに寄せられるお問合せのうち、個別専門的で地域の実情に応じた対応が必要なものについて、各県の「総務省テレビ受信者支援センター」が対応します。

また、地方公共団体の情報や協力を受けて、町内会や自治会、共聴施設への説明会を行うとともに、福祉施設や老人クラブへの説明会、独り暮らしの高齢者への訪問説明等、高齢者・障害者等への働きかけ・サポートを実施し、地域の実情に応じて、きめ細やかな対応を実施します。

(注) 地デジコールセンター:

「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」電話:0570-07-0101

(2) 難視聴対策計画の策定

市町村別ロードマップにおいて推定されている「新たな難視」等、地上デジタル放送がそのままでは視聴できなくなるおそれのある地区を現在調査中であり、その調査結果を踏まえて、テレビ放送事業者とともに「地上デジタル放送難視地区対策計画」を、各市町村と情報を交換しながら策定します。

(注) 市町村別ロードマップ:

地上デジタルテレビ放送の視聴可能時期を市町村別に示した「市町村別カバー世帯数のめやす」及び都道府県毎の「エリアのめやす」。一昨年9月に公表、昨年6月に改訂。

(3) 受信機器購入等に対する支援

現在検討中であるNHK受信料全額免除世帯(災害被災者を除く)のうち地上アナログ放送を視聴されている世帯に対する地デジ受信のための受信機器購入等の支援については、制度整備が完了し準備ができ次第、実施します。

3 共聴施設のデジタル改修に対する周知と支援

辺地共聴施設、都市受信障害対策共聴施設及び集合住宅における設備のデジタル改修については、改修工事がアナログ放送終了時に殺到しないよう、共聴施設の地上デジタル化対応を加速化するために、周知徹底と改修工事の促進を図ります。

(1) 辺地共聴施設

約2500の山間等の辺地共聴施設がありますが、住民等が自主的に組合を結成し運営している約1300の自主辺地共聴施設については、市町村等の協力のもと、デジタル化改修計画等の実態把握を進め、昨年12月策定した「辺地共聴施設デジタル化ロードマップ」の半年ごとの更新を行います。

改修方法や国の支援施策について、施設管理者向けの説明会を引き続き開催するとともに、個別受信世帯に比べて著しく過重となる改修工事については、国庫補助金による財政支援をします。

また、それらの施設に対する NHK による技術的な説明や手続きの支援制度や施設を整備し維持する経費の助成制度の積極的な活用について、周知徹底を図ります。

これらの措置により、計画的な改修の促進を図ります。

(2) 都市受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設

約3000の都市受信障害対策共聴施設（建造物による受信障害解消共聴施設）や、集合住宅共聴施設について、その施設の管理者や建造物の維持管理に携わる団体等との協力体制をとりつつ、説明会の開催など更なる周知広報活動を推進します。また、都市受信障害対策共聴において、原因者の特定が困難である等のため施設の改修を受信者等が行う場合、その負担が著しく過重となるものについて財政支援を行います。